

# 市立函館高等学校 いじめ防止基本方針

令和6年4月

## I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に多大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に多大な危険を生じさせる恐れがある。したがって本校では、全ての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめ防止、早期発見・事案対処に向けた取り組みを行います。

### 2 いじめの理解

#### (1) いじめの定義

「いじめ」とは「生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」です。

なお、いじめを理解するに当たっては、次の点に留意します。

- ① いじめを受けた児童生徒の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定することが考えられることから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行わず、いじめを受けた生徒や周辺状況等を踏まえ、客観的に判断し、対応する。
- ② インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該生徒が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。
- ③ 生徒の善意に基づく行為であっても、意図せず相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの生徒が被害生徒としてだけでなく、加害生徒としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する。
- ④ 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。日頃からグループ内で行われているとして「けんか」や「ふざけ合い」を軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことも少なくない。ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。

#### (2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤ 金品をたかられる
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

#### (3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- ① いじめは、生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの生徒にも生じ得る。
- ② いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたリ、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- ③ いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、HR

や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。

- ④ いじめの衝動を発生させる原因としては、
- ア 心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）
  - イ 集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）
  - ウ ねたみや嫉妬感情
  - エ 遊び感覚やふざけ意識
  - オ 金銭などを得たいという意識
  - カ 被害者となることへの回避感情
- などが挙げられる。そのため、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりや、生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- ⑤ いじめは、生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから生徒を守り通すことは難しい。そのため、生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る

#### （４） いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、被害生徒と加害生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

- ① いじめに係る行為が止んでいること
- 被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも３か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。
- ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと
- いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する場合は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「学校いじめ対策組織」においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「学校いじめ対策組織」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを含めた集団で判断することが大切である。上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

## Ⅱ いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

### 1 いじめの予防

#### (1) 日常の取組

いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、校長を中心に一致協力体制を確立し、いじめの防止等を実効的に行うため、次のような取り組みを行います。

##### ① 道徳教育や体験活動の充実

生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

##### ② 生徒主体のいじめ防止の活動

生徒が自分たちの力でいじめをなくす活動を積極的に推進することにより、生徒にいじめを許さない意識と態度を育て学校に「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめを見て見ぬ振りをしない」という機運を醸成する。

- ・「いじめ防止宣言」の採択
- ・「いじめ防止フォーラム」等の実施
- ・「いじめ防止強調週間・月間」の設定等

##### ③ 予防的な生徒指導の推進

いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他の必要な措置として、HRや総合的な学習（探究）の時間等を活用した計画的な「いじめ防止に向けた取組」を実施する。また、相手等への影響を考えながら円滑にコミュニケーションを図っていくことができる力、自らいじめを解決し、粘り強くたくましく生きていくことができる力を育てる。

##### ④ 保護者、地域への啓発等

保護者並びに地域住民その他の関係機関との連携を深め、いじめ防止に関する生徒の自主的活動を支援する。

#### (2) 校内体制について

いじめの問題について、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する体制を確立するため、次の機能を担う「学校いじめ対策組織」である「いじめ防止委員会」を設置する。また、緊急時には校長が「緊急対策会議」を設置し、対処します。

##### ① 構成員（緊急対策会議は校長・教頭・生徒部長・年次主任）

校長、教頭、総務部長、教務部長、生徒部長、保健主事、年次主任、養護教諭、特別支援コーディネーター

他 事案内容に応じ外部関係機関と連携を図る

##### ② 事案内容により当該担任及びスクールカウンセラーを含める。

##### ③ 業務はいじめの未然防止、早期発見、事案への対応に関すること全般とする。

#### (3) いじめの早期発見のための措置

##### ① 実態調査（アンケート等）

いじめ又はいじめと疑われる行動を早期に発見するため、在籍する生徒に対して定期的な調査を実施し、関係生徒に対する個人面談を行う。

- ・いじめアンケート調査の実施 年2回 6月・11月随時
- ・教育相談聞き取り調査の実施 年2回 6月・11月随時

##### ② 教育相談の方法、時期、体制整備

生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、相談体制の整備を行う。生徒が発する小さなサインを見逃すことのないよう、日ごろから丁寧に生徒理解に努めるとともに、相談を受けた場合は、速やかに組織的対応ができる体制づくりを推進する。

- ・担任、教科担任及び、部活動顧問等による日常観察と面談
- ・養護教諭、スクールカウンセラーによる面談

##### ③ 日常の観察のポイント

生徒観察にあたっては、生徒の表面の行動に惑わされることなく内面の感情に思いをはせ、違和感を敏感に感じ取る必要がある。いじめ早期発見のための日常の観察のポイント4つを以下に示す。

- ア生徒の行動や会話に注意を払う。
- イ授業やHR、部活動などの指導場面で、十分な生徒観察を行う。
- ウ生徒との信頼関係をつくる。
- エゆったりとした気持ちで生徒に接する。

いじめを許さない学校づくりを進めるとともに、生徒が発する小さなサインを

見逃すことのないよう日ごろから丁寧に生徒理解を進め、早期発見に努める。また、いじめを把握した際には、関係者が話し合い、指導方針を決定した後、全教職員が共通理解した上で役割分担し、迅速な対応を進める。いじめられている生徒は「絶対に守る」という学校の意志を伝え、保護者との連携を密にする。

## 2 いじめに対する措置

いじめの事実を確認した場合の函館市教育委員会への報告及び重大事態への対応等については、法に則して、指導・助言を求め、学校として組織的に行います。

### (1) いじめを受けた生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で継続的に支援する体制を構築する。

- ・安全、安心を確保する。
- ・心のケアを図る。
- ・生徒にとって信頼できる人と連携し、生徒に寄り添い支える温かい人間関係をつくる。
- ・活動の場を設定し、認め、励ます。

### (2) いじめを行った生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるような指導を根気強く行います。

- ・いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らが行った行為の重大性を自覚させる。
- ・今後の学校生活のあり方、自分の生き方等について考えさせる。
- ・いじめを行った生徒が抱える問題など、いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・必要に応じて出席停止、別室指導などの懲戒指導を加えるとともに、生徒が落ち着いて反省をする場面を設定すると同時に、教育を受ける場面も設ける。

### (3) 保護者への対応

#### ① いじめられている生徒の保護者に対して

複数の教員で対応し学校はいじめの解決に向け全力を尽くす姿勢を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- ・じっくりと話を聞く。
- ・生徒、保護者の苦痛に対して十分の理解を示す。
- ・親子のコミュニケーションを大切にすることなどの協力を求めるなど、今後の協力体制について話し合う。

#### ② いじめている生徒の保護者に対して

事実を把握した後速やかに面談し、内容を丁寧に説明する。

- ・加害者ではあるが、生徒や保護者の心情に配慮する。
- ・親子のコミュニケーションを大切に、生徒が同じあやまちを繰り返すことなく、学校と共に子どもを見守り、支えていくよう、今後の協力体制について話し合う。
- ・学校と家庭の連携を密にし、些細なことでも何か気づいたことがあれば報告してもらおうよう伝える。

### (4) 関係機関との連携

いじめは学校だけでは、解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、状況に応じて、教育委員会、警察、福祉関係、医療機関、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と緊密な連携をとることが必要不可欠である。

## 3 重大事態への対処

### (1) 重大事態として取り扱う際の判断の基準

#### ① 生徒の生命又は身体の安全が脅かされるような重大な事態。

- ・生徒が自殺を企図した場合。
- ・精神性の疾患を発症した場合。
- ・身体に重大な障害を負った場合。
- ・高額な金品を奪い取られた場合。

#### ② 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている事態。

- ・年間の欠席が30日程度以上の場合。

- ・連続した欠席の場合は、状況により判断する。
- (2) 教育委員会への報告  
学校が重大事態と判断した場合、直ちに函館市教育委員会に報告し、互いに連携を密にして対応する。また、必要に応じ警察等の関係機関への協力要請も行う。
- (3) 調査の在り方  
函館市教育委員会が設置した重大事態調査のための組織に協力する。

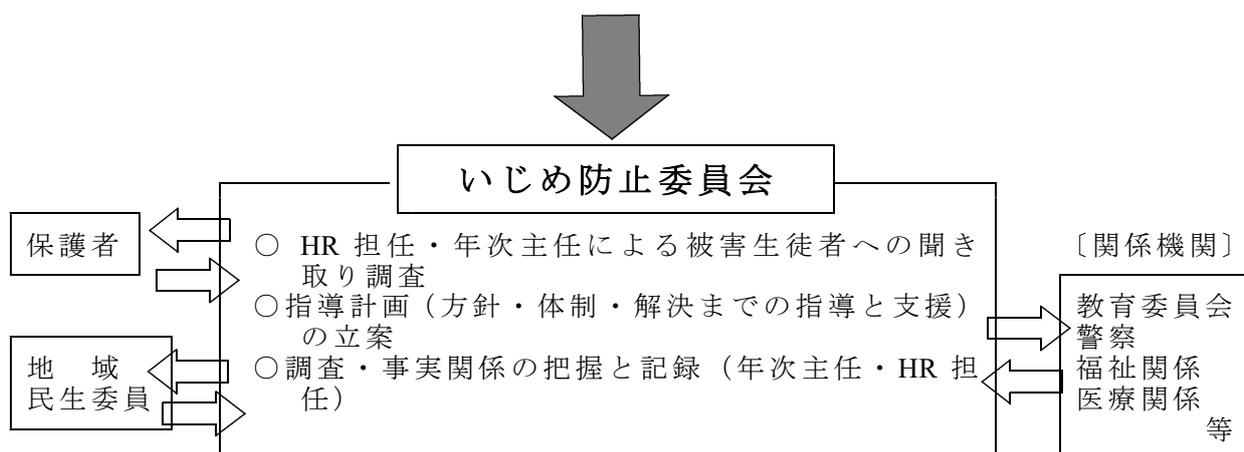
#### 4 評価

- (1) いじめ問題に対する学校の取組に関する評価の方法と時期  
いじめを隠蔽せず、実態把握及びその対応措置を実施するため、教師がいじめに対する正しい理解と認識を持ち、常に生徒一人ひとりの内面に積極的な関心を持ち、苦しい思いをしていないかという視点で生徒を見ていくことの重要性を全教職員で共有することが必要です。  
その評価の観点については次の通りです。。
- ・いじめの未然防止の取組に関すること。
  - ・いじめの早期発見の取組に関すること。
  - ・いじめの再発防止の取組に関すること。
- いじめが解消したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識し、指導により解決したと即断することなく、いじめに関わる行為が止んでいる期間が少なくとも3ヶ月を目安とし、必要に応じてスクールカウンセラーを含めた集団で判断することが大切です。以後も継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な継続指導を行うことが重要です。また、学校評価（自己評価・学校関係者評価（保護者用））の項目に加え、適正に取組内容について評価します。

### 〔補足〕

#### いじめへの対応手順

◎いじめ認知⇒年次主任、当該 HR 担任、生徒部長、へ報告  
⇒管理職へ報告



※緊急時⇒緊急対策会議（校長・教頭・生徒部長・年次主任）にて各方面の対応に当たる

## 日常の指導体制（未然防止・早期発見）

